

第8回理事会(定時) 議事概要

- 1 開催日時 令和6年3月21日(木) 15時00分~17時20分
- 2 開催場所 Japan Sport Olympic Square 14階 岸清一メモリアルルーム(東京都・新宿区)
次の役員は、自宅や職場、出張先から Web 会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加すると同時に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

荒木 絵里香	伊東 秀仁	岩 渕 健輔
鈴木 大地	須藤 実和	田口 亜希
服部 道子	村井 満	來田 享子

- 3 出席者 理事総数 30名
出席理事 28名

副会長	三屋 裕子	副会長	酒井 邦彦
副会長	横井 裕	専務理事	尾縣 貢
常務理事	北野 貴裕	常務理事	小谷 実可子
常務理事	星 香里		
理事	荒木 絵里香	理事	伊東 秀仁
理事	岩 渕 健輔	理事	遠藤 利明
理事	太田 雄貴	理事	岡本 友章
理事	栗原 美津枝	理事	杉山 文野
理事	鈴木 大地	理事	須藤 実和
理事	田口 亜希	理事	谷本 歩実
理事	土肥 美智子	理事	原田 雅彦
理事	服部 道子	理事	古谷 利彦
理事	松田 丈志	理事	水鳥 寿思
理事	村井 満	理事	八木 由里
理事	來田 享子		

監事総数 3名

出席監事 3名

監事	工藤 陽子	監事	寺田 昌弘
監事	塗師 純子		

- 4 議事の経過の要領及びその結果

理事職務権限規程第4条「副会長は会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」との規定に基づく決議により、三屋副会長が会長職の代行を務めること、及び、定款第29条第2項及び第3項「会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した理事が理事会を招集し、議長を務める」との規定に基づき、三屋副会長が本理事会の議長を務めることを報告。

三屋副会長より、「入院されている山下会長と面会し、今後のJOCの体制について相談した。山下会長は懸命にリハビリを続けているが、パリ2024大会には間に合わない。だが、本会として最も重要なオリンピックを控えるこの時期に、組織体制の大きな変更は望ましくないとの結論に至った。」という説明がなされ、パリ2024大会に向けて、現行どおり、三屋副会長が会長職を代行する旨、確認された。

- 5 議案

(1)第1号議案 常勤役員について

- ・本年度第3回理事会において、令和5年度の常勤役員として、山下会長、尾縣専務理事、星常務理事を承認いただいた。
- ・昨年10月末に山下会長が入院してからは、三屋副会長が、会長職を代行して関係者との面会や事務局内業務の運営を務めている。
- ・山下会長は入院中であるが、意思決定や会話に問題がないことから、非常勤として本会業務に関わっていただき、令和6年度の常勤役員は、三屋副会長、尾縣専務理事、星常務理事の3名としたい。

【主な意見等】

- ・次の役員改選までは山下会長体制という方向性か。山下会長が入院されて既に5カ月が経過している。三屋副会長が会長職を代行するというのであれば問題ないが、どのような形で今後進めようとしているのか確認したい。
→本内容はパリ2024大会に向かっていく体制であり、各時点で様々な状況を判断しながら、役員方に共有し判断し決めていく。
- ・主治医から会長の状況は日々良くなってきているが、パリ2024大会には間に合わないと聞いているため、「パリ2024大会に向けた体制」と発言した。主治医もそれ以降のことはまだ明確には言えないとのことであった。

【決議内容】

- ・令和6年度、山下会長は非常勤役員とし、三屋副会長、尾縣専務理事、星常務理事を常勤役員とする。

(2) 第2号議案 東京国税局の任意調査について

- ・去る1月30日に開催した常務理事会では、主な指摘項目を報告し、対応について協議した。東京国税局の指摘は本会として受け入れがたく遺憾であり、不服申し立ても検討したが、過去の例と外部専門家からの意見で、本会の主張が受け入れられる可能性が低く、時間や費用、それに対応する職員の労力を考えるとこれに取り組むことは厳しいこと、及びパリ2024大会に向けた機運醸成に影響させないことが必要と判断し、修正申告を行う対応方法を確認した。但し、指摘内容と金額が確定していなかったため、今回の理事会で諮ることとしていた。
- ・去る2月下旬に、指摘内容と係る税額が確定し、修正申告の締切が3月5日との提示があり、対応が遅れることで東京国税局による更生を受けること及び日毎に延滞税が課されることから、本来、理事会で説明したうえで対応すべきことだが、3月5日付で修正申告と納付を済ませることとした。
- ・報道がなされる可能性もあり、同日中に理事・監事、スポーツ庁には経緯と経過を説明し、翌3月6日に実施する記者への対応を報告した。
- ・東京国税局との見解の相違であり、意図的な隠ぺいではないという東京国税局の判断を正しく伝えるため、同日夕方に記者への説明を行った。
- ・指摘内容は、東京国税局との見解の相違によるものであり、「令和6年度以降に収益計上する計画であったマーケティング収益を遡って計上すること」、「収益事業の費用と位置付けていたNF総合支援センター運営に係る費用について、損金算入が否認され、費用として認められなかったこと」である。マーケティング収益については、遡って計上することにより、この先に計上する課税対象額は減少することになる。
- ・納税額には過小申告加算税が含まれている。悪質な申告漏れと判断された場合に適用される重加算税の対象ではない。
- ・修正申告に係る一連の手続を終了した後ではあるが、東京国税局からの指摘に係る修正申告を行ったこと、及び納税を行うことを事後承認いただきたい。

【主な意見等】

- ・収益の認識時期の相違は、企業にとってもままあることであり、説明の内容を理解した。東京国税局からは、将来、納税する予定であったものを、今、納税するよう指摘を受けたということか。
→ご指摘の通りであり、将来はこの分の負担はなくなる。
- ・納税額は結構な金額だが、各団体への助成金等は、東京国税局による指摘前と同規模で対応することになるか。
→令和6年度事業計画・予算に影響を及ぼすものではないと考えている。

【決議内容】

- ・修正申告を行うこと
- ・20億円の納税を行うこと

(3)第3号議案 令和6年度事業計画・予算(案)について

- ・本会が追い求める「ありたい姿」である「JOC Vision 2064 スポーツの価値を守り、創り、伝える」というビジョンのもと、第1次中期計画の3年目として、「オリンピックの価値発信」、「アスリートの育成・支援」、「国際交流の推進」、「JOC組織力・基盤強化」、「NF連携・支援」の5つの柱立てに基づき、3つの公益目的事業及び収益事業等を実施する。
- ・従来同様、公益目的事業は、「選手強化、強化スタッフの育成及びこれらの支援」、「オリンピック・ムーブメントの推進」、「オリンピック競技大会等国際総合競技大会への選手団派遣及び成績優秀者等の表彰、並びにこれらの大会の招致、開催」の3事業となる。
- ・令和6年度は、パリ2024大会等へのTEAM JAPAN派遣事業、同大会等を見据えた国際競技力向上事業を中心に取り組み、併せて、TEAM JAPANをより多くの方に応援頂き、その活躍を通じて広く社会にスポーツの価値を発信できるよう諸事業を展開していく。
- ・予算は、オリンピック開催年であることから費用の増額を見込み、約6億1,800万円の赤字予算となる。

【決議内容】

- ・令和6年度事業計画と予算(案)

(4)第4号議案 第33回オリンピック競技大会(2024/パリ)TEAM JAPAN編成方針、
団長、本部体制について

- ・第33回オリンピック競技大会(2024/パリ)のTEAM JAPAN編成方針、団長、副団長、アタッシュ及び本部役員体制(総務担当、医務担当、情報・科学担当、競技担当)を諮る。
- ・編成方針について、今回新たに、「最高のパフォーマンスを発揮する」という文言を追加し、上段に精神条項、下段に競技条項を定めた。
- ・TEAM JAPAN団長は、尾縣貢選手強化本部長、副団長は、土肥美智子選手強化副本部長、谷本歩実選手強化事業専門部会員、井上康生選手強化事業専門部会員、オリンピックアタッシュは、在フランス日本国大使館植田達也参事官とする。
- ・本部体制について、団長及び副団長のもと、本部役員として総務担当、医務担当、情報・科学担当、競技担当を設置する。
- ・コンセプトについて、前回理事会において、JOCコミュニケーション戦略として設定した「一歩、踏み出す勇気を。」に加え、TEAM JAPAN選手団コンセプトとして、サブタイトル「~共に更なる高みへ~」とする。アスリートだけではなく、サポートするスタッフ、応援いただく多くの方々に共通し、お互いを鼓舞するワードとして活用する。
- ・TEAM JAPANの承認手続きについて、各競技団体からの推薦名簿が提出され次第、選手強化本部にて必要な手続きを進め、会長、副会長、専務理事、選手強化本部長及び団長による決裁の上、順次認定し、発表していく。
- ・旗手及びその選考について、旗手は、男女各1名 計2名とする。選考にあたっては、会

- 長、副会長、専務理事、選手強化本部長及び団長に一任する。
- ・今後の TEAM JAPAN 選手団の在り方について、以下 1 から 3 を採用することとしたい。

【決議内容】

- ・ TEAM JAPAN 編成方針
- ・ 団長 尾縣 貢 副団長 土肥美智子、谷本歩実、井上康生、
オリンピックアタッシュ 植田達也
- ・ 本部体制 総務担当、医務担当、情報・科学担当、競技担当を設置
- ・ 選手団の手続き 選手強化本部にて必要な手続きを進めた後、会長、副会長、専務理事、
選手強化本部長及び団長に一任する
- ・ 旗手及びその選考 1.旗手は男女各 1 名 2.選考基準として結団式及び開会式などの式典
に出席できること 3.会長、副会長、専務理事、選手強化本部長及び団長に一任する。
- ・ 今後の TEAM JAPAN の在り方
 - 1.主将を廃止し、旗手が選手団を代表する
 - 2.本部体制について
 - ①総監督を副団長に含む
 - ②選手団規模に応じて、複数名の副団長を設置する
 - ③ウェルネスオフィサーを帯同させる
 - 3.団長賞の基準を
 - ①TEAM JAPAN への貢献
 - ②社会貢献
 - ③競技力 とし、団長が決定すること

(5)第 5 号議案 加盟団体審査委員会関係について

- ・ 去る 10 月 16 日の IOC 総会において、第 34 回オリンピック競技大会(2028/ロサンゼルス)
追加 5 競技(野球・ソフトボール競技、クリケット競技、フラッグフットボール競技、ラク
ロス競技、スカッシュ競技)が決定した。
- ・ 野球・ソフトボール競技及びスカッシュ競技の統括団体は本会正加盟団体であり、フラッ
グフットボール競技(日本アメリカンフットボール協会管轄)及びクリケット競技の統括団
体は本会準加盟団体、ラクロス競技は本会未加盟団体である
- ・ 加盟団体審査委員会を開催し、日本アメリカンフットボール協会及び日本クリケット協会
より提出された関連書類を精査し、加盟団体規程第 2 条及び第 10 条を満たす団体として、
両団体を大会が開催される 2028 年度末まで正加盟団体として承認する。両団体ともにガ
バナンスコード適合性審査では「適合」となっている。その後の取扱については、今後、
オリンピック競技大会での実施競技となった段階で、再度、加盟団体審査委員会にて協議
し、理事会に諮る。
- ・ 一方、日本ラクロス協会は、今後の加盟申請に基づき、検討していく。
- ・ 処分勧告に対する改善状況の定期報告を求めていた日本ボクシング連盟及び日本バドミン
トン協会については、加盟団体審査委員会にて検討し、ボクシング協会は 10 項目に及び改
善状況、バドミントン協会は 7 項目に及び改善状況が確認された。両団体ともに改善がみ
られることを確認し、定期的な改善報告の提出を解除した。

【決議内容】

- ・ 日本アメリカンフットボール協会及び日本クリケット協会を正加盟団体とする
- ・ 認定期間は、令和 6 年 3 月 21 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする

(6)第 6 号議案 令和 6 年度 JOC エリートアカデミー入校生について

- ・ 第 17 期生となる令和 6 年度入校生について、前回理事会(2 月 9 日開催)にて 2 名を承認
し、準備を進めている。また、追加候補者としていた 1 名を承認することとしたい。

- ・3名の入校により、令和6年4月よりエリートアカデミー生は6競技23名となる。

【決議内容】

- ・エリートアカデミー第17期生として1名を追加承認し、計3名とする。

(7)第7号議案 規程の改訂について

- ・職員のモチベーションや働きがい、エンゲージメントなどへの影響を考慮し、中期計画でも人財の活性化に向けた姿勢を打ち出したことを受け、等級・役職制度、賃金制度、人事評価制度の見直しを重点的に進め、関係する規程に反映した。
- ・事務局規程の主な変更点は、事務局の機構を現行6部署から8部署としたこと等。
- ・非常勤役員に対する報酬支給内規の変更点は、非常勤役員が理事会以外で活動いただいているその他会議等も報酬支給対象とするもの。
- ・オリンピック競技大会等派遣旅費内規の変更点は、長期にわたる国際総合競技大会で活動いただいている本部役員に対して、実働に応じて報酬を支給するもの。

【決議内容】

- ・事務局規程、給与規程、服務規程、育児介護休業規程、出向規程、在宅勤務規程の改訂
- ・非常勤役員に対する報酬支給内規の改訂
- ・オリンピック競技大会等派遣に係る報酬及び費用に関する内規の改訂

6 報告事項

(1) 第2次中期計画策定に向けた進捗について

第2次中期計画策定に向けた進捗について報告。今後の第2次中期計画の進捗管理について、各ピラーの内容について、必要に応じて更新を加え、事務局内で半年に一度、中間確認を行い、年に一度、理事会に進捗報告を行う。

(2) 大会開催・招致検討会議(仮称)について

- ・第7回理事会(2月9日開催)で、札幌招致活動の停止を決議し、それ以降、会議体「大会開催・招致検討会議(仮称)」を設置し、来年5月までに、国際総合競技大会開催や将来的な大会招致について検討していくとした。
- ・まず、小規模な人数での「準備会議」にて協議を開始し、本年9月を目途に有識者を含めた「検討会議」にて議論していく。

(3) オリンピック・ムーブメント事業専門部会関係について

「JOCの環境への取り組み」

- ・第6回理事会(12月18日開催)で承認された「スポーツを通じた気候変動枠組み」の参画については、12月22日に正式に国連気候変動枠組み条約事務局に受理された。
- ・本日は、JOCの環境理念と行動指針の見直し案、行動計画の新規策定の方向性を示し、役員の意見をいただき反映したうえで、環境理念・行動計画はその後にお諮りしたい。

(4) アスリート委員会関係について

- ・3月13日にJOCアスリートフォーラムを開催。今回はオリンピック研修会を発展させる形で開催。今後はフォーラムをどう発展させていくかを予算含めて相談させていただきたい。

以上